

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年 9 月 3 日

水 曜 日

第5420号

目 次

告 示

- 指定納付受託者の指定 1

公 告

- 土地改良区の役員の就退任 2
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 4
- 検定合格者審査の実施 6
- 警備員検定の実施 9
- 随意契約の相手方の公示 9
- 落札者等の公示

告 示

富山県告示第348号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 3 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地 4

ウェルネット株式会社

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

富山県立高等学校入学者選抜に係る入学考査手数料収納代行業務

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和 7 年 7 月28日から令和 8 年 3 月31日まで

4 指定納付受託者を指定した日

令和7年7月28日

公 告

土地改良区の役員の退任

上野用水土地改良区の役員であった次の者が令和6年10月16日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和7年9月3日

富山県知事 新 田 八 朗

職		氏		住		所
---	--	---	--	---	--	---

理 事 石 丸 誠 富山市牧1013番地

土地改良区の役員の就任

上条用水土地改良区の役員に次の者が令和7年8月3日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和7年9月3日

富山県知事 新 田 八 朗

[illegible]

理事 小川 昭 中新川郡上市町下荒又58番地

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 3 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

とやま生活協同組合 CO・OP きょうどう店 富山市経堂 3 丁目 111 ほか 8 筆

2 店舗を設置する者 とやま生活協同組合

3 変更事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) とやま生活協同組合 コープ経堂店 (仮称) 富山市経堂 3 丁目 111 ほか 8 筆

(変更後) とやま生活協同組合 CO・OP きょうどう店 富山市経堂 3 丁目 111 ほか 8 筆

4 変更の日 令和 7 年 10 月 1 日

5 変更の理由 仮称だったため、正式名称に変更

6 届出の日 令和 7 年 8 月 19 日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和 7 年 9 月 3 日から令和 8 年 1 月 5 日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

検定合格者審査の実施について

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第9条の規定により次のとおり公示する。

令和7年9月3日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

1 検定合格者審査の実施日時、種別及び受検定員

(1) 令和7年12月1日（月）

午前9時30分から午前11時30分まで（受付は午前9時から）

ア 空港保安警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 空港保安警備業務に係る2級の検定合格者審査

ウ 施設警備業務に係る1級の検定合格者審査

エ 施設警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受検定員はアからエの合計で10人）

(2) 令和7年12月2日（火）

午前9時30分から午前11時30分まで（受付は午前9時から）

ア 交通誘導警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 交通誘導警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受検定員はア及びイの合計で10人）

(3) 令和7年12月3日（水）

午前9時30分から午前11時30分まで（受付は午前9時から）

ア 貴重品運搬警備業務に係る1級の検定合格者審査

イ 貴重品運搬警備業務に係る2級の検定合格者審査

（受検定員はア及びイの合計で10人）

2 検定合格者審査の実施場所

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部

3 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

令和 7 年 10 月 20 日（月）から同年 10 月 24 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話 076-441-2211・内線 3045）で電話受付する。

4 申請手続

(1) 受付期間

令和 7 年 10 月 27 日（月）から同年 10 月 31 日（金）までの午前 9 時から午後 4 時までの間

(2) 受付場所

富山県内の警察署

(3) 申請書類

ア 審査申請書 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1 葉

ウ 旧検定合格証の写し

エ 申請者の住所地が富山県内にある場合は、住所地を疎明する書面

オ 申請者が所属する営業所に属することを証明する書面

ただし、上記エ及びオのいずれにも該当する場合は、いずれか一方の書面を、旧検定合格証を交付した公安委員会の行う検定合格者審査を受ける場合には、エ及びオの書面を、それぞれ添付することを要しない。

5 手数料

4,700 円

審査申請書提出の際、手数料を富山県に納付すること。

なお、申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、審査種別の変更等は認めない。

6 その他

- (1) 受検当日は、審査種別に係る旧検定合格証を持参すること。旧検定合格証の持参がない場合は審査を受けられない。
- (2) 学科試験に合格した者は、実技試験に進み、徒手の護身術の基本動作（基本姿勢、前突き、ひじ当て、手刀、ひざ当て）を行う。服装は動きやすいものであれば、特に指定はしないが、警備員としての品格を疑われるような服装は避けること（ヘルメット、帽子、手袋、警笛等は不要）。
- (3) 審査に合格し、成績証明書の交付を受けた場合は、これを添付して合格証明書の交付申請を行うこと。ただし、成績証明書の有効期限は1年であることに注意すること。

7 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）

警備員検定の実施について

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条第 1 項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第 7 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 3 日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

1 検定実施日時

(1) 学科試験

警備業務の種別	級	実 施 日 時
施設警備業務	2 級	令和 7 年12月 8 日（月） 午前 9 時30分から午前11時まで
交通誘導警備業務	2 級	令和 7 年12月 8 日（月） 午後 2 時から午後 3 時30分まで

(2) 実技試験

警備業務の種別	級	実 施 日 時
施設警備業務	2 級	令和 7 年12月10日（水） 午後 1 時から午後 5 時まで
交通誘導警備業務	2 級	令和 7 年12月11日（木） 午後 1 時から午後 5 時まで

2 実施場所

(1) 学科試験

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部

(2) 実技試験

富山県富山市高島 7 番11号

富山県警察装備センター

3 受検定員

各30人

4 受検資格

富山県内に住所地がある者又は富山県内の営業所に属する警備員

5 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

令和 7 年10月20日（月）から同年10月24日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3045）で電話受付する。

(3) 受検者の決定等

ア 受検希望者の数がそれぞれの定員を超えなかった場合は、その全員を受検者とする。

イ 受検希望者が定員に達した時点で受付を終了する。

6 検定申請書の受付期間及び受付先

(1) 受付期間

令和7年10月27日（月）から同年10月31日（金）までの午前9時から午後4時までの間

(2) 受付先

検定申請書の提出は、次に掲げるいずれかの警察署において行うものとする。

ア 住所地を管轄する富山県内の警察署

イ 警備員として所属する営業所の所在地を管轄する富山県内の警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

ウ 申請者が富山県内に居住することを疎明する書面

エ 申請者が富山県内に所在する営業所に属することを疎明する書面

ただし、上記ウ及びエのいずれにも該当する場合は、いずれか一方の書面を提出するものとする。

(4) 提出方法

提出書類は受付先へ直接持参するものとし、郵送等による提出は認めない。

7 手数料

検定申請書提出の際、次に掲げる手数料を富山県に納付すること。

なお、申請後の受検の取りやめによる手数料の返還、受検種別の変更等は認めない。

検定の種別	受検手数料
施設警備業務 2級	16,000円
交通誘導警備業務 2級	14,000円

8 受検票の交付

検定申請書を提出した者に対しては、後日提出先の警察署において受検票を交付する。

9 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線

3045)

随意契約の相手方の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 13 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 3 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

富山県警察指掌紋自動識別システム 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部警務部会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 7 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社富山営業所

富山市桜橋通り 3 番 1 号

5 随意契約に係る契約金額

373,109,880 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政

令第 372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号) 第13条の規定により次のとおり公示する。

令和7年9月3日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

富山県警察交通安全施設管理システム 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県警察本部警務部会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和7年7月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ジー・アイ・システム

福井県坂井市坂井町宮領58字20-3

5 落札金額

13,068,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年5月21日